

国自旅第391号の1
平成29年3月27日

各都道府県
自動車運転代行業担当部局長 殿

国土交通省自動車局旅客課長

共済掛金の滞納により共済契約を解除された者等に対する損害賠償措置の確認について（技術的助言）

自動車運転代行業者に対し、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号。以下「法」という。）第12条に定める損害賠償措置を着実に履行させるため、共済掛金の滞納により共済契約が解除された者等について、下記により損害賠償措置の履行状況の確認に努められたい。

記

1. 共済契約を解除された者に対する損害賠償措置の確認方法

毎月、ジェイ・ディ共済協同組合及び全国運転代行共済協同組合から各都道府県に対し、共済掛金の滞納により共済契約が解除された者のリストが送付されるので、当該リスト掲載者に対して、別紙1を基本として各都道府県において定める様式の書面にて法第21条第2項に基づく報告徴収等を行い、法第12条の損害賠償措置の履行状況を確認されたい。

また、両協同組合からは、共済契約の失効者のリストも送付されるので、あわせて活用されたい。

2. 損害賠償措置義務違反が判明した場合

1. による確認調査の結果、自動車運転代行業者に法第12条違反が判明した場合は、法第22条第2項に基づき、損害賠償措置を講じるよう指示されたい。

また、指示後も改善措置が講じられない場合は、法第22条第2項の指示違反として、

法第23条第2項に基づき、都道府県公安委員会に対して営業停止命令を要請されたい。
なお、確認調査の実施から行政処分までの流れについては別紙2を参照されたい。

参考 契約の失効、契約の解除について

契約の失効とは、共済契約者が共済掛金を支払期限までに支払わず滞納した結果、契約が効力を失うもので、失効中に共済契約者が事故を起こしても共済組合は共済金の支払の義務を免れる。共済契約者が滞納掛金を支払えば、支払った時点から補償が再開するが、それまでの間は法第12条違反の状態となる。

なお、ジェイ・ディ共済協同組合及び全国運転代行共済協同組合では、共済掛金の支払期限の違いから失効の期間が異なるため、取扱いに留意されたい。（詳細は別紙3参照）

契約の解除とは、契約が失効しているにも関わらず、共済契約者がその後も滞納を続けた結果、共済組合によって契約が解除されるもので、解除により、契約は途中で終了し、滞納掛金の支払期限にさかのぼり、法第12条違反の状態となる。